

## 被災した家屋等の解体及び撤去等の手続についてのお知らせ

市では、令和7年大船渡市大規模林野火災により損壊した被災家屋等について、生活環境保全や二次災害の防止などを図ることを目的に、市の費用負担により解体、撤去する「公費解体」を所有者の希望に応じて行います。

### 対象となる被災家屋等

令和7年大船渡市大規模林野火災により損壊した被災家屋（個人住宅、倉庫、土蔵、事務所、店舗、車庫）等で、次の①～③の要件を全て満たすものが対象となります。

- ① 罹災証明書、り災（その他）証明書またはり災届出証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定された被災家屋等

※原則、罹災証明書等が発行された棟単位の建物ごととする。

- ② 個人または中小企業者（※）が所有するもの。

- ③ 市が解体の必要があると判断した被災家屋等。

なお、対象となる被災家屋等と同一の敷地内にある、罹災証明書等で「準半壊」、「一部損壊」と判定された被災家屋等について、市が解体及び撤去等を必要と判断するものも対象となります。

※中小企業者とは

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業並みの公益法人を含む）。

範囲は、原則として次のとおりです（別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断されます。）。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと。)	
	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数
ア 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（イ～エを除く。）	3億円以下	300人以下
イ 卸売業	1億円以下	100人以下
ウ サービス業	5,000万円以下	100人以下
エ 小売業	5,000万円以下	50人以下

\* 中小企業基本法の中小企業者の範囲は、個別の中小企業施策における基本的な政策対象の範囲を定めた原則であり、各法律や支援制度における中小企業者の定義と異なることがあります。

\* 詳細については、中小企業庁ウェブサイト ([https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.html](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html)) 等を参照ください。

## 対象とならない被災家屋等

令和7年大船渡市大規模林野火災により損壊した被災家屋等であっても、次に掲げる家屋等は原則として解体及び撤去等の対象となりません。

なお、住宅等再建に係る他の制度との併用については、ご相談ください。

- ① 被災家屋等の一部解体（リフォームを含む。）。
- ② 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て判断できないもの。
- ③ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有するもの。
- ④ 被災家屋等の解体及び撤去等に当たらない整地や盛り土等。

## 要確認事項

### 1 被災家屋の所有権について

被災家屋等の所有権等を有する者全員（例：相続未登記の場合、相続人全員）の同意等があり、権利者全員から必要書類の提出がなされなければ、原則として市が解体及び撤去等を行うことはできませんので、事前に権利関係を十分御確認ください。

なお、被災家屋等の所有権等を有する者全員の同意が得られない場合には市民環境課環境衛生係までご相談ください。

### 2 ご自身で解体を予定されている方について

被災家屋等は、市による解体（公費解体）もできますが、ご自身で解体を行うこと（自費解体）を予定されている方は、必ず事前に問い合わせください。

### ◎問い合わせ先

大船渡市役所 市民環境課 環境衛生係 ☎0192-27-3111（内線126）

# 手続きの方法

## 1 必要書類

<b>◎共通</b>	
<input type="checkbox"/> 事業申請書	様式第 1 号
<input type="checkbox"/> 被災家屋等の解体及び撤去に係る誓約書兼同意書	様式第 8 号
<input type="checkbox"/> 罹災証明書、り災(その他)証明書またはり災届出証明書の写し	
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)の写し	
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (未登記の場合は固定資産評価証明書) ※様式第 8 号で市が申請者に代わり取得することに同意する場合は、提出不要。	
<input type="checkbox"/> 建物配置図	様式第 9 号
<input type="checkbox"/> 解体前の様子がよく分かる状況写真 ※現地立会時に市が撮影することに同意する場合は、提出不要。	様式不問
<b>◎申請者が代理人である場合</b>	
<input type="checkbox"/> 委任状 ※代理人の本人確認書類も必要	様式第 10 号
<b>◎被災家屋等の所有者が法人である場合</b>	
<input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書	
<b>◎被災家屋等が共有持分である場合</b>	
<input type="checkbox"/> 共有者全員の「被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書」 ※被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合を除く	様式第 11 号
<b>◎被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合</b>	
<input type="checkbox"/> 相続人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書 (共有者・相続人) または遺産分割協議書等、被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類	様式第 11 号
<b>◎被災家屋等に関係権利がある場合</b>	
<input type="checkbox"/> 権利設定者全員の「被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書」	様式第 12 号
<b>◎借家等の場合</b>	
<input type="checkbox"/> 賃借人全員の「被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書」	様式第 12 号
<b>◎その他</b>	
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書面	

※申請様式は、大船渡市ホームページからダウンロードしていただくか、大船渡市役所市民環境課、三陸支所、綾里地域振興出張所、吉浜地域振興出張所で受け取ってください。

## 2 申請方法

令和7年1月1日時点で被災家屋等の所有者であった方（または代理人）は、3ページの必要書類を持参の上、市役所市民環境課にお越しください。

また、代理人が申請に来られる際は、委任状が必要となります。

なお、申請書類の提出に当たり、記載方法や相続、抵当権などの権利関係、被災家屋等の解体方法などを相談したい方は、事前に電話予約をお願いします。

予約連絡先：市民環境課環境衛生係 ☎ 0192-27-3111（内線 126）

## 3 申請場所・申請期間等

申請場所	申請期間	受付時間等
避難所（福祉の里センター・綾姫ホール）	令和7年4月11日（金）	午後6時～午後8時 避難所内の方を対象とし、申請方法の相談なども対応します。
大船渡市役所 市民環境課4番窓口	令和7年 4月14日（月）～5月16日（金） ※土日祝日を除く。	午前9時～午後5時 （月・金曜日は午後6時まで）

※申請状況により申請期間を延長する場合があります。

## 4 郵送による申請

遠方など特別の事情がある方は、簡易書留による郵送申請も可能です。

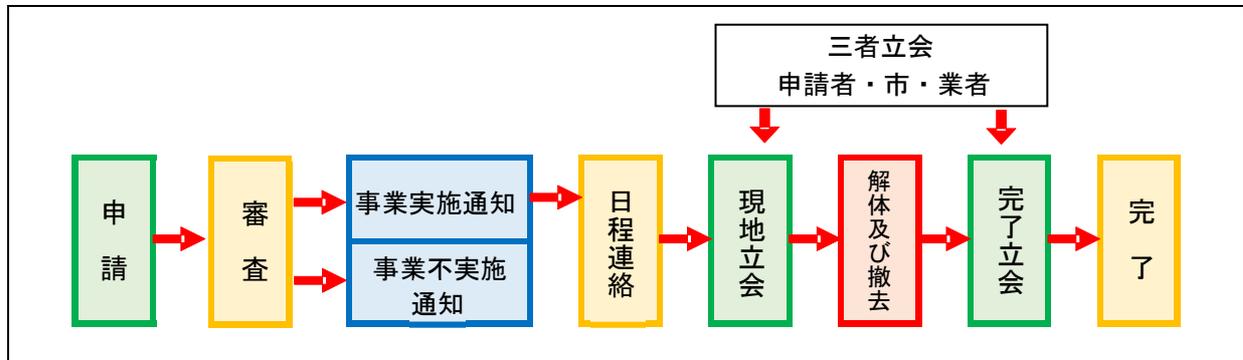
郵送先住所

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15  
大船渡市役所市民環境課環境衛生係

## 5 公費解体の流れ

事業実施通知後、現地立会の日程についてご連絡します。

なお、解体及び撤去工事の順番は、申請受付順ではありませんのでご了承ください。



### 留意事項（1）

#### 被災家屋等の残置物（家財・家電等）について

災害により損傷するなどし、不要なものとして処分せざるを得ないものは、公費解体と併せて市が撤去・処分を行います。

#### <被災家屋等が危険ではないと判断できる場合>

残置物の中で、今後も必要な家財・家電、貴重品や思い出の品などは、解体工事前にご自身で持ち出してください。

#### <被災家屋等が危険な場合>

今後も必要な貴重品や思い出の品などが、倒壊のおそれがある被災家屋等に残置されている場合は、「現地立会」の際に解体業者へご相談ください。

### 留意事項（2）

#### 浄化槽及び便槽について

被災により機能しない浄化槽及び便槽は、公費解体において被災家屋等と一体的に解体及び撤去することができます。

その場合の浄化槽及び便槽のくみ取り・清掃・消毒は、市が行います。

詳しくは、公費解体の申請時にご確認ください。

## 6 決定通知後に行う手続等

公費解体の申請を行い、「事業実施通知」を受けた方は、解体及び撤去を実施する前に、次に掲げる手続等を完了させてください。

ただし、被災家屋等の倒壊等やむを得ない事情がある場合または、危険を伴う場合を除きます。

◎市からの「事業実施通知書」を受けた方は、公費解体の実施前までに、次に掲げる手続等を完了させてください。

- 電気受電休止・解約手続等（メーター・引込線などの設備撤去を含む。）
- ガス休止・解約手続等（ボンベ・メーターなどの設備撤去を含む。）
- 水道一時閉栓手続等
- 電話、インターネット回線等の休止・解約手続等（引込線などの設備撤去を含む。）
- 今後も必要な家財道具、事業所の設備機器等の搬出
- 隣接地への立入り等が必要な場合、隣接地権者等の同意を得ること。
- その他被災家屋等の解体及び撤去等に支障となる事項の除去等